

# 道府県民税利子割納入申告書等の記載手引き

## 公社債利子等の道府県民税利子割納入申告書

該当する利子等の種類欄に☑を記載し、利子の種類ごとに1枚ずつ申告書を作成してください。

利子等の支払いをした年月を記載してください。  
利子割の納入申告期限は、利子等の支払いをした月の翌月の10日です。

以下の該当する納付方法に○をしてください。  
「営」・・・支店又は営業所単位で納付する場合  
「県」・・・(1)本府内の複数の営業所等の分を一括納付する場合  
(2)他府県の本店等が、本府内の営業所等の分を一括納付する場合  
(※一営業所分のみの場合も含まれます。)

課税対象額を記載してください。

非課税対象額がない場合、課税対象支払額と一致します。

特記事項を記載してください。  
例)源泉徴収漏れのためマル優無効分のみ

利子の支払い事務を行っている営業所等の所在地及び名称を記載してください。

特別徴収義務者の法人番号を記載してください。(法人番号とは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に規定する13桁の法人番号をいいます。)

公社債利子等の道府県民税利子割特別徴収税額計算書		道府県民税利子割納入申告書	
12	<input type="checkbox"/> 01 特定公社債以外の公社債の利子 <input checked="" type="checkbox"/> 02 銀行預金利子 <input type="checkbox"/> 03 銀行以外の金融機関の預貯金利子 <input type="checkbox"/> 04 勤務先預金等の利子 <input type="checkbox"/> 05 合同運用信託の収益の分配	<input type="checkbox"/> 06 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 <input type="checkbox"/> 07 郵便貯金利子 <input type="checkbox"/> 08 国外一般公社債等の利子等 <input type="checkbox"/> 09 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	大阪府なにわ北府税務所長様 令和 04 年 02 月 10 日提出 特別徴収義務者番号 0   0   1   2   3   4   5   6   7 処理 26 事項 支 払 金 額 01 特別徴収税額 02 ( 延 滞 金 ) 03 納 入 金 額 合 計 04 課 税 事 務 所 大阪府なにわ北府税務所 ( 取 り ま と め 店 ) リそな銀行大阪公務部 ( 取 り ま と め 局 ) 大阪府金事務センター(〒539-8794) 上記のとおり利子割の納入について申告します。 (都道府県保管)
種 類	金額は一致します。 (課税(支払額)「11」=支払金額「01」)		
区 分	金額は一致します。 なお、税額は原則「支払額」×5%以下となるため、5%を超過している場合は支払額及び税額を確認してください。		
課 税	11	100,000	5,000
非 課 税	12	20,000	0
	13	30,000	0
計	14	150,000	5,000
摘 要	金額は一致します。 例)源泉徴収漏れのためマル優無効分のみ		
所在地及び名称	所在地及び名称 ○市○町○丁目○番○号 ○銀行○支店 (所 属) ○○○○ (電 話) ○○-○○○○-○○○○ 法人番号 XXXXXXXXXXXXX		

### 留意事項

- 記入誤りの場合は、2重線で訂正してください。
- 本納入申告書は、4枚複写です。
  - 1枚目 納入申告書 → 大阪府保管
  - 2枚目 納入済通知書 → 大阪府保管
  - 3枚目 納入書 → 金融機関、郵便局保管
  - 4枚目 領収証書 → 納入者保管
- 懸賞金付預貯金等(利子種別13)～一時払保険等(利子種別19)については、次ページをご覧ください。

